

未婚のひとり親の方の寡婦（寡夫）控除のみなし適用について

離婚又は死別されたひとり親の方については、税法上「寡婦（寡夫）控除」の適用がありますが、未婚のひとり親の方は、同じひとり親であるにもかかわらず、この控除の適用が受けられないため、障害福祉に関する事業における利用者負担額等に格差が生じる場合があります。

このたび法律の改正により、未婚のひとり親の方についても申請により、寡婦（寡夫）とみなして控除を適用して利用者負担額等を算定できるようになりました。

○ 対象事業

- 1 児童通所支援(児童通所支援、放課後等デイサービス等)
- 2 障害福祉サービス(居宅介護、行動援護、短期入所等)
- 3 自立支援医療費(精神通院医療・更生医療・育成医療)
- 4 療養介護医療費
- 5 補装具費
- 6 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当
- 7 地域生活支援事業(移動支援事業、日常生活用具等) ほか

○ みなし寡婦(夫)対象者

- 1 未婚の母の場合
 - ・扶養家族(合計所得金額38万円以下)
 - 又は生計同一の子(総所得金額等が38万円以下)がいる
 - ・【特別寡婦に該当する要件】
 - ・扶養親族である子がいる
 - ・合計所得金額が500万円以下である
- 2 未婚の父の場合
 - ・生計同一の子(総所得金額等が38万円以下)がいる
 - ・合計所得金額が500万円以下である

○ 申請について

障害福祉課の各窓口(⑬⑭⑮番)に申請してください。)

なお、申請しても税額や要件等により利用者負担額等の所得区分等が変わらない場合があります。

○ 申請に必要なもの

- ・寡婦(夫)控除等のみなし適用申請書
- ・対象者の戸籍謄本(未婚のひとり親であることがわかる戸籍謄本(全部事項証明書)等)
- ・子の所得課税証明書(他市町村で市町村民税が課税されている場合)
- ・印鑑

※ご不明な点は、お問い合わせください

<問い合わせ先>

徳島市障害福祉課

TEL : 088-621-5177・5513・5171